

養鶏振興法（昭和三十五年四月一日法律第四十九号）

（ふ化業者の登録）

第七条 ふ化業者は、そのすべてのふ化場（人工ふ化の方法により種卵をふ化する事業の用に供する事業場をいう。以下同じ。）が次の各号に掲げる要件に適合するときは、その住所地を管轄する都道府県知事の登録を受けることができる。

- 一 ふ化場の施設で農林水産省令で定めるものが農林水産省令で定める基準に適合するものであること。
- 二 種卵のふ化に関し農林水産省令で定める経験を有する者で種卵のふ化に常時従事するものが一人以上置かれていること。
- 3 都道府県知事は、登録の申請があつた場合において、申請者が次の各号の一に該当するときは登録を拒むことができる。
 - 一 第十条第一項第二号、第三号又は第四号の規定により登録の取消しを受けた日から二年を経過しない者
 - 二 前号に該当する者を除き、この法律若しくは家畜伝染病予防法（昭和二十六年法律第百六十六号）若しくはこれらに基づく命令の規定又はこれらに基づく処分に違反した日から二年を経過しない者
 - 三 法人であつてその役員のうちに前二号の一に該当する者があるもの

養鶏振興法施行規則（昭和三十五年四月三十日農林省令第十八号）

（ふ化場の施設）

第八条 法第七条第一項第一号及び第二項第三号のふ化場の施設で農林水産省令で定めるものは、次の各号に掲げるものとする。

- 一 ふ卵舎
- 二 ふ卵器
- 三 消毒用施設

（ふ化場の施設の基準）

第九条 法第七条第一項第一号の農林水産省令で定める基準は、次の表の上欄に掲げるふ化場の施設の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げるとおりとする。

ふ化場の施設	基準
ふ卵舎	<p>1 健康なひなを生産するのに十分な換気をすることができる構造であること。</p> <p>2 床面は、コンクリート敷、板敷又はその他清掃及び消毒の容易な材料を用いたものであること。</p> <p>3 育すう施設がおかれていないこと。</p>
ふ卵器	健康なひなを生産するのに十分な温度、湿度及び換気の調整をすることができる構造であること。
消毒用施設	ふ卵舎の出入口には、消毒用の踏込みが設置されていること。

(種卵のふ化に関する経験)

第十条 法第七条第一項第二号の農林水産省令で定める経験は、種卵のふ化に従事した期間が通算して六月以上であることとする。